

SAN TEN

山 巔

令和5年の山岳遭難防止活動



富山県山岳遭難対策協議会

目 次

1	はじめに	1
2	立山黒部アルペンルート及び黒部峡谷鉄道の入込状況	1
3	平成元年以降の山岳遭難発生状況	2
4	令和5年の山岳遭難発生状況	
	(1) 月別発生状況	3
	(2) 山域別遭難者数	3
	(3) 警察署別発生状況	4
	(4) 場所別遭難者数	4
	(5) 態様別遭難者数	5
	(6) 年齢別・男女別遭難者数	5
	(7) 目的別遭難者数	6
	(8) 居住地別遭難者数	6
	(9) 職業別遭難者数	7
	(10) 登山届提出状況	7
	(11) 遭難者の山岳会等所属別状況	7
	(12) 遭難者のパーティー別状況	7
5	救助隊の月別出動状況	8
6	ヘリコプターの出動状況	9
7	山岳情報の発信と利用状況	10
8	山岳診療所の開設状況	10
9	富山県登山届出条例に基づく登山届について	11
	(1) 過去20年間の届出状況	12
	(2) 令和4年度(令和4年12月1日～令和5年5月15日)届出状況	
	① 居住地別届出件数	13
	② 登山コース別届出件数	14
	③ 年代別届出人数	14
	(3) 富山県登山届出条例等	
	① 富山県登山届出条例	15
	② 富山県登山届出条例施行規則	17
	③ 勧告の基準	17
	④ 危険地区及び特別危険地区	18
	⑤ 登山届様式	19
10	立山室堂地区における山岳スキー等の遭難防止対策について	23
	(1) 富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱	24
	(2) 入山届様式	27
11	遭難防止対策等推進状況	29
12	富山県山岳遭難救助組織概念図	32
13	富山県山岳遭難対策協議会役員名簿	33
14	富山県登山指導員名簿	34

1 はじめに

富山県内における山岳遭難事故は、発生件数 134 件（前年比+19 件）、遭難者数 144 人（前年比+20 人）で、いずれも増加した。遭難者の内訳では、40 歳以上の中高年者が 117 人と全体の 81.3%を占めている。また、令和 5 年の立山黒部アルペンルート及び黒部峡谷鉄道の入込数は、前年から約 29 万人増加し、約 97 万 7,000 人であった。

富山県山岳遭難対策協議会では、山岳遭難事故を未然に防止するため、防止対策部（富山県生活環境文化部自然保護課）、防止指導部（富山県教育委員会保健体育課）及び救助部（富山県警察本部地域部山岳安全課）がそれぞれ関係機関・団体と緊密に連携し、遭難防止広報や登山者に対する現地指導等を積極的に推進するとともに、県内各方面遭難対策協議会救助隊員が山岳警備隊、県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等と連携し、空陸一体となった迅速な救助活動に努めている。

本資料は、令和 5 年の山岳遭難事故発生状況、救助活動、遭難防止対策等を取りまとめたものであり、今後の山岳遭難事故防止の一助になれば幸いである。

<山岳遭難発生状況>

	遭難件数	遭難者数	死	行方不明	負傷	無事救出
			亡			
令和 5 年	134	144(26)	6 (0)	1	79(2)	58(24)
令和 4 年	115	124(21)	11(2)	2	61(0)	50(19)
増 減	19	20(5)	-5(-2)	-1	18(2)	8 (5)

()は病人で内数

2 立山黒部アルペンルート及び黒部峡谷鉄道の入込状況

令和 5 年の立山黒部アルペンルートの入込者数は約 71 万人（前年比約 23 万人増）、黒部峡谷鉄道の入込者数は約 26 万 7,000 人（前年比約 6 万人増）であり、コロナ禍以前の水準に戻りつつあると推察される。

	立山黒部アルペンルート	前年比		黒部峡谷鉄道	前年比		合計	前年比	
		増減数	増減率		増減数	増減率		増減数	増減率
令和5年	710,000	230,000	47.9%	267,000	60,000	29.0%	977,000	290,000	42.2%
令和4年	480,000	176,000	57.9%	207,000	70,000	51.1%	687,000	246,000	55.8%
令和3年	304,000	74,000	32.2%	137,000	9,000	7.0%	441,000	83,000	23.2%
令和2年	230,000	-653,000	-74.0%	128,000	-202,000	-61.2%	358,000	-855,000	-70.5%
令和元年	883,000	-98,000	-10.0%	330,000	-6,000	-1.8%	1,213,000	-104,000	-7.9%
平成30年	981,000	52,000	5.6%	336,000	-3,000	-0.9%	1,317,000	49,000	3.9%

※ 立山黒部貫光株式会社及び黒部峡谷鉄道株式会社資料より

3 平成元年以降の山岳遭難発生状況

年別の発生件数は令和元年が147件と最も多く、次いで平成27年が136件、令和5年の134件の順に多い。遭難者数は平成20年が159人と最も多く、次いで平成25年と令和元年の157人の順に多い。

平成元年以降の山岳遭難発生状況

	発生件数	遭難者数	遭難者数				中高年遭難者数	構成率
			死者	行方不明者	負傷者	無事救出		
令和5年	134	144	6	1	79	58	117	81.3%
令和4年	115	124	11	2	61	50	99	79.8%
令和3年	104	110	7	2	60	41	94	85.5%
令和2年	74	78	8	0	45	25	61	78.2%
令和元年	147	157	20	2	81	54	125	79.6%
平成30年	123	131	5	2	76	48	102	77.9%
平成29年	131	144	16	2	70	56	113	78.5%
平成28年	116	128	9	2	61	56	91	71.1%
平成27年	136	156	14	1	84	57	115	73.7%
平成26年	133	151	18	0	79	54	115	76.2%
平成25年	128	157	26	0	69	62	125	79.6%
平成24年	107	117	15	1	54	47	93	79.5%
平成23年	116	132	18	2	65	47	101	76.5%
平成22年	113	134	12	0	63	59	98	73.1%
平成21年	122	131	17	2	60	52	98	74.8%
平成20年	133	159	16	2	61	80	128	80.5%
平成19年	117	138	13	1	67	57	107	77.5%
平成18年	113	119	11	2	60	46	82	68.9%
平成17年	107	115	10	0	61	44	87	75.7%
平成16年	91	96	11	2	58	25	75	78.1%
平成15年	102	111	12	0	53	46	89	80.2%
平成14年	118	135	8	0	71	56	81	60.0%
平成13年	105	128	12	2	60	54	83	64.8%
平成12年	99	113	16	0	61	36	78	69.0%
平成11年	102	110	15	0	59	36	72	65.5%
平成10年	76	86	9	4	40	33	56	65.1%
平成9年	69	79	10	4	44	21	49	62.0%
平成8年	93	105	8	2	58	37	56	53.3%
平成7年	66	69	4	0	43	22	44	63.8%
平成6年	95	107	14	0	56	37	63	58.9%
平成5年	79	85	15	3	40	27	42	49.4%
平成4年	69	82	11	1	38	32	41	50.0%
平成3年	77	93	10	1	45	37	41	44.1%
平成2年	70	84	6	1	40	37	32	38.1%
平成元年	77	101	17	0	49	35	40	39.6%

※「無事救出」には、病気が要因で救助された遭難者を含む。

※ 行方不明者のうち、平成3年1人、平成24年1人、平成27年1人、令和元年1人は、翌年以降に発見死亡が確認され、発表当時の数値を訂正した。

4 令和5年の山岳遭難発生状況

(1) 月別発生状況

月別では、8月の31件(23.1%)、33人(22.9%)が最も多く、次いで7月の25件(18.7%)、26人(18.1%)の順であった。

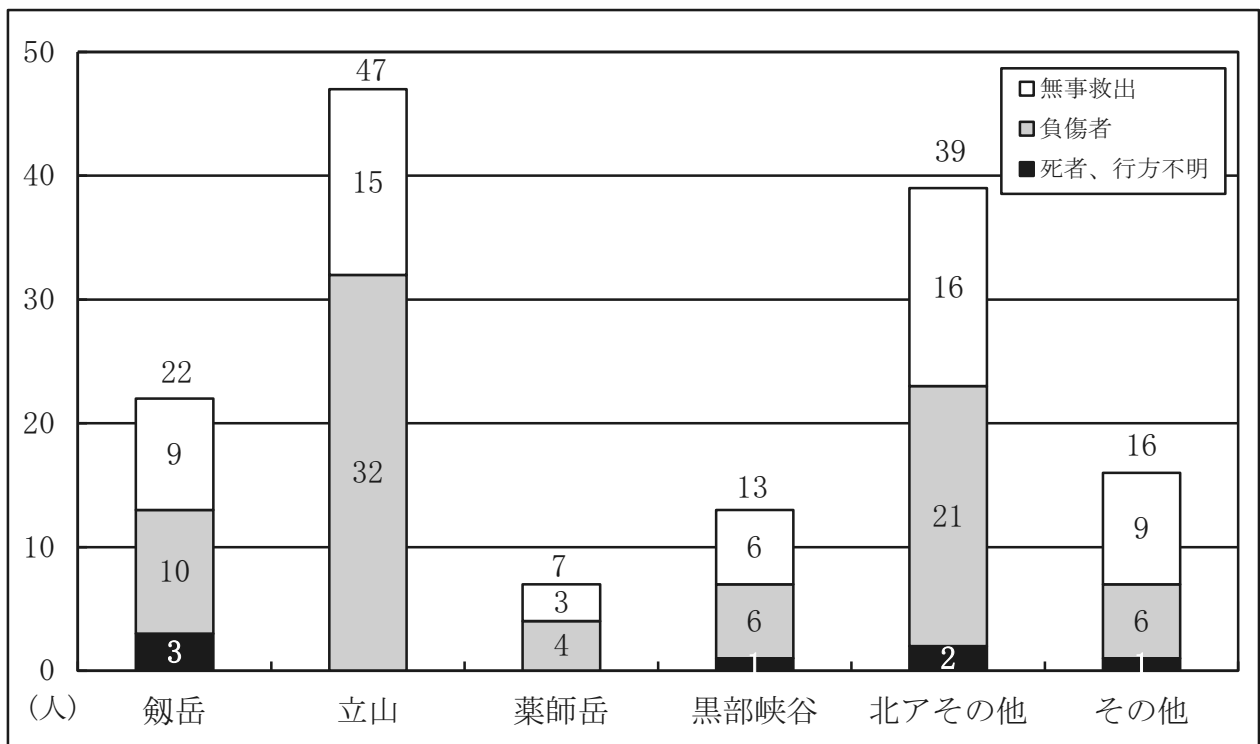
シーズン別では、夏山(7月～8月)が56件(41.8%)、59人(41.0%)で最も多く、次いで秋山(9月～11月)が49件(36.6%)、56人(38.9%)であった。

	発生件数	遭難者数	遭難者数			
			死者	行方不明者	負傷者	無事救出
1月	0	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)
2月	1	1 (1)	0 (0)	0	0 (0)	1 (1)
3月	1	1 (0)	0 (0)	0	0 (0)	1 (0)
4月	6	6 (0)	0 (0)	0	5 (0)	1 (0)
5月	16	16 (0)	1 (0)	1	5 (0)	9 (0)
6月	3	3 (1)	0 (0)	0	1 (0)	2 (1)
7月	25	26 (5)	2 (0)	0	16 (1)	8 (4)
8月	31	33 (14)	1 (0)	0	19 (1)	13 (13)
9月	23	23 (2)	1 (0)	0	16 (0)	6 (2)
10月	19	25 (3)	1 (0)	0	11 (0)	13 (3)
11月	7	8 (0)	0 (0)	0	5 (0)	3 (0)
12月	2	2 (0)	0 (0)	0	1 (0)	1 (0)
計	134	144 (26)	6 (0)	1	79 (2)	58 (24)

() は病人で内数

(2) 山域別遭難者数

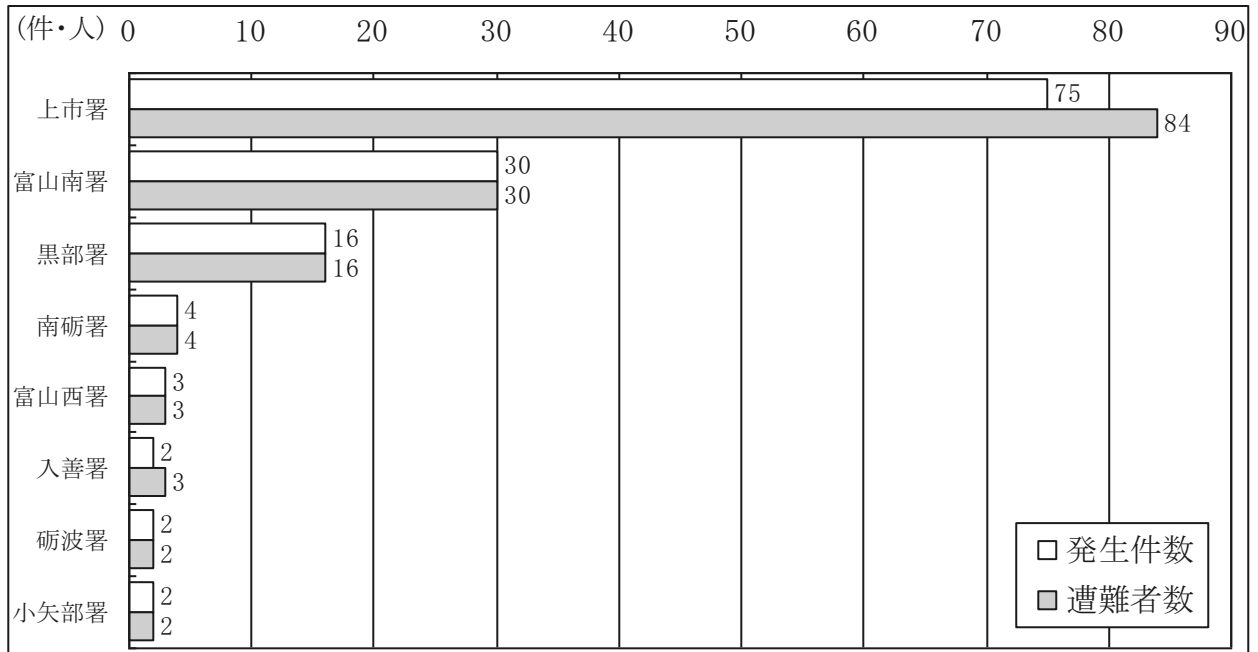
立山及び劔岳山域の遭難者数が69人で、全体の47.9%を占めた。



※「北アその他」は、雲ノ平、黒部五郎岳、五竜岳、仙人谷等

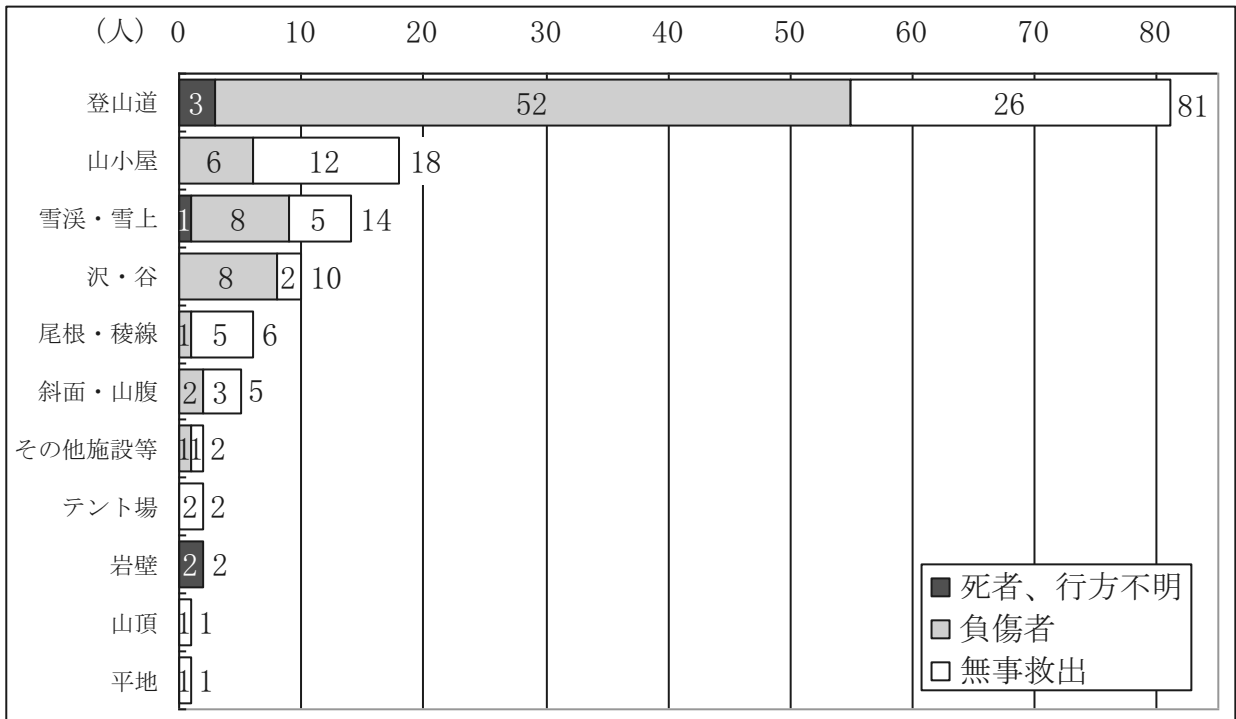
(3) 警察署別発生状況

立山や剣岳を管轄する上市警察署が75件(56.0%)、84人(58.3%)で最も多く、次いで薬師岳や黒部川源流地帯を管轄する富山南警察署が30件(22.4%)、30人(20.8%)であった。



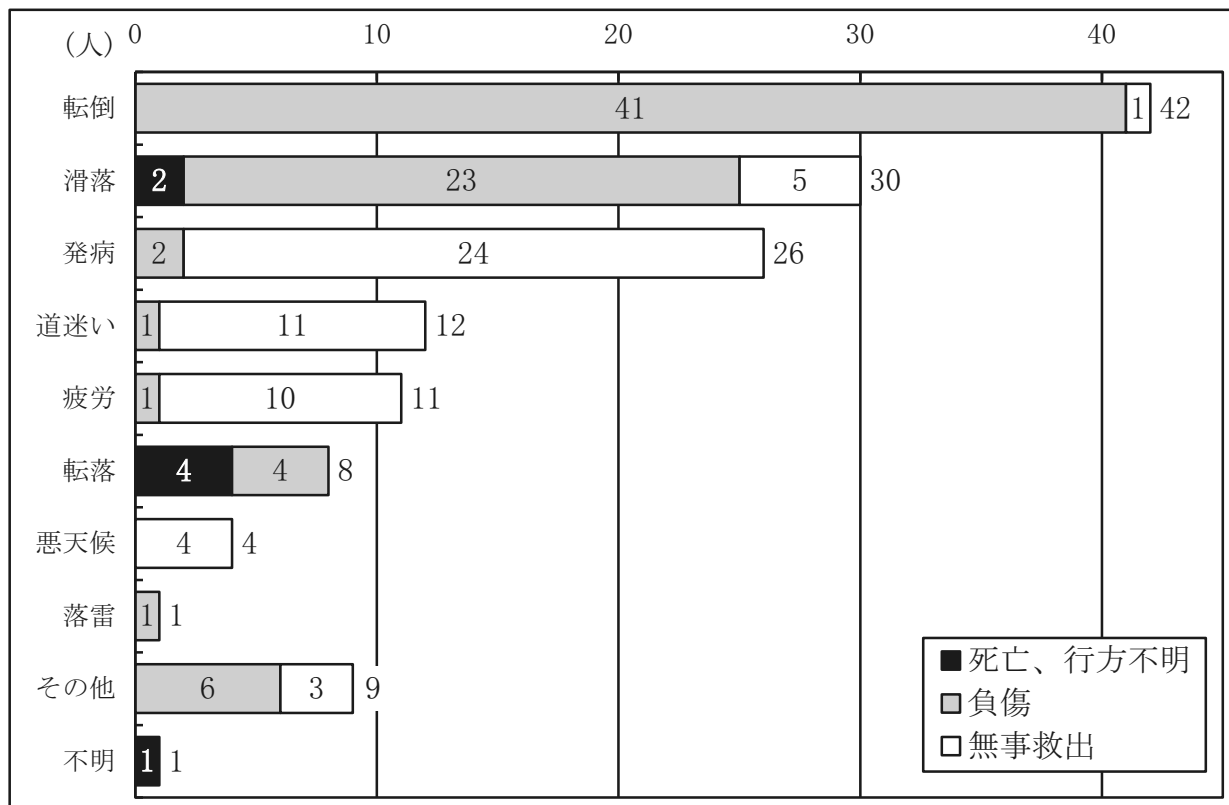
(4) 場所別遭難者数

登山道が81人(56.2%)と最も多く、次いで山小屋が18人(12.5%)であった。



(5) 態様別遭難者数

転倒が42人(29.2%)と最も多く、次いで滑落30人(20.8%)、発病26人(18.1%)、道迷い12人(8.3%)の順であった。



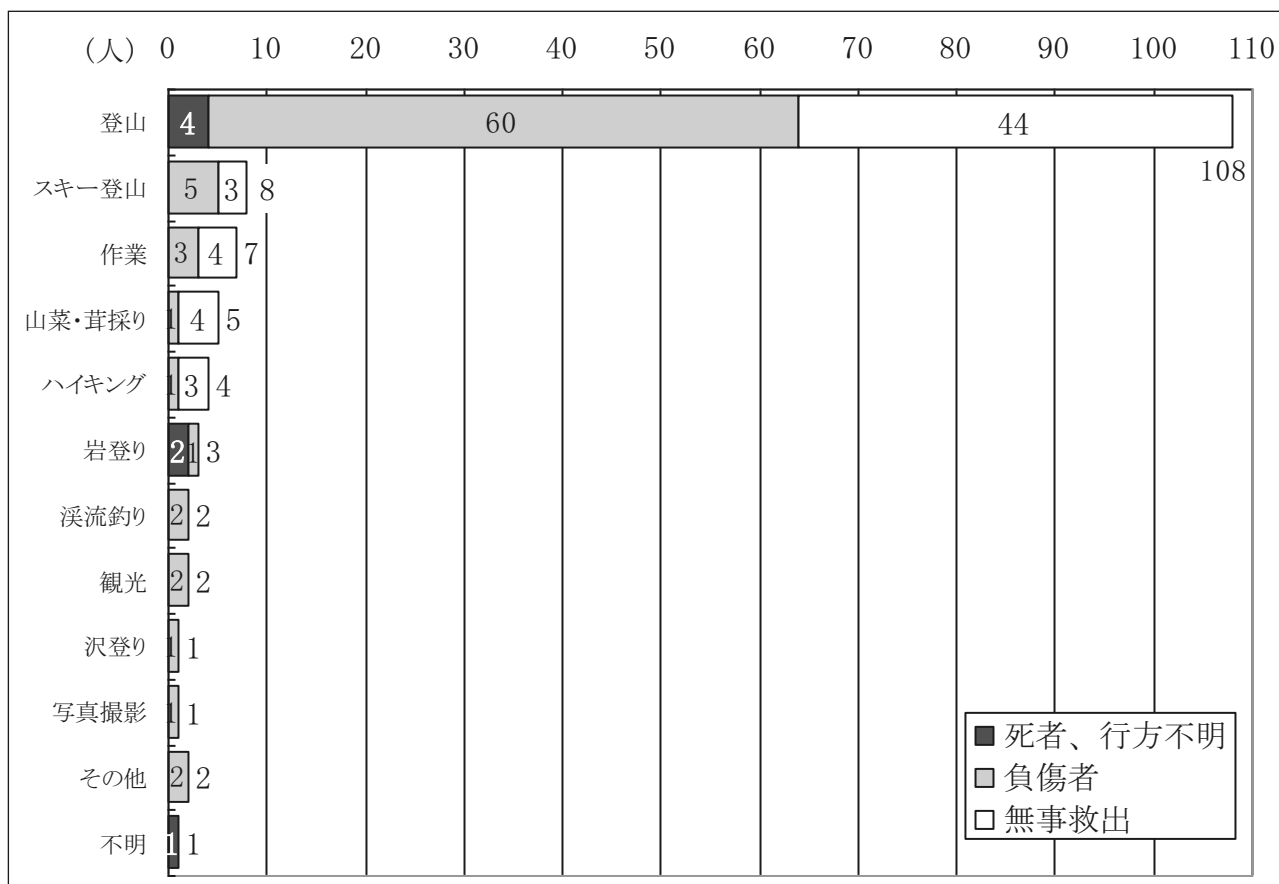
(6) 年齢別・男女別遭難者数

40歳以上の中高年者が117人と全体の81.3%を占めるとともに、60歳以上が64人と全体の44.4%を占めた。

	性別	死者	行方不明	負傷者	無事救出	小計	合計	構成率
19歳以下	男性	0	0	0	4	4	5	3.5%
	女性	0	0	0	1	1		
20歳以上 29歳以下	男性	0	0	2	6	8	10	6.9%
	女性	0	0	2	0	2		
30歳以上 39歳以下	男性	1	0	4	3	8	12	8.3%
	女性	0	0	2	2	4		
40歳以上 49歳以下	男性	1	0	9	6	16	24	16.7%
	女性	0	0	4	4	8		
50歳以上 59歳以下	男性	1	0	9	2	12	29	20.1%
	女性	0	0	12	5	17		
60歳以上 69歳以下	男性	1	0	16	10	27	39	27.1%
	女性	1	0	8	3	12		
70歳以上	男性	1	1	6	7	15	25	17.4%
	女性	0	0	5	5	10		
男性計		5	1	46	38	90	90	62.5%
女性計		1	0	33	20	54	54	37.5%
合計		6	1	79	58	144	144	100%

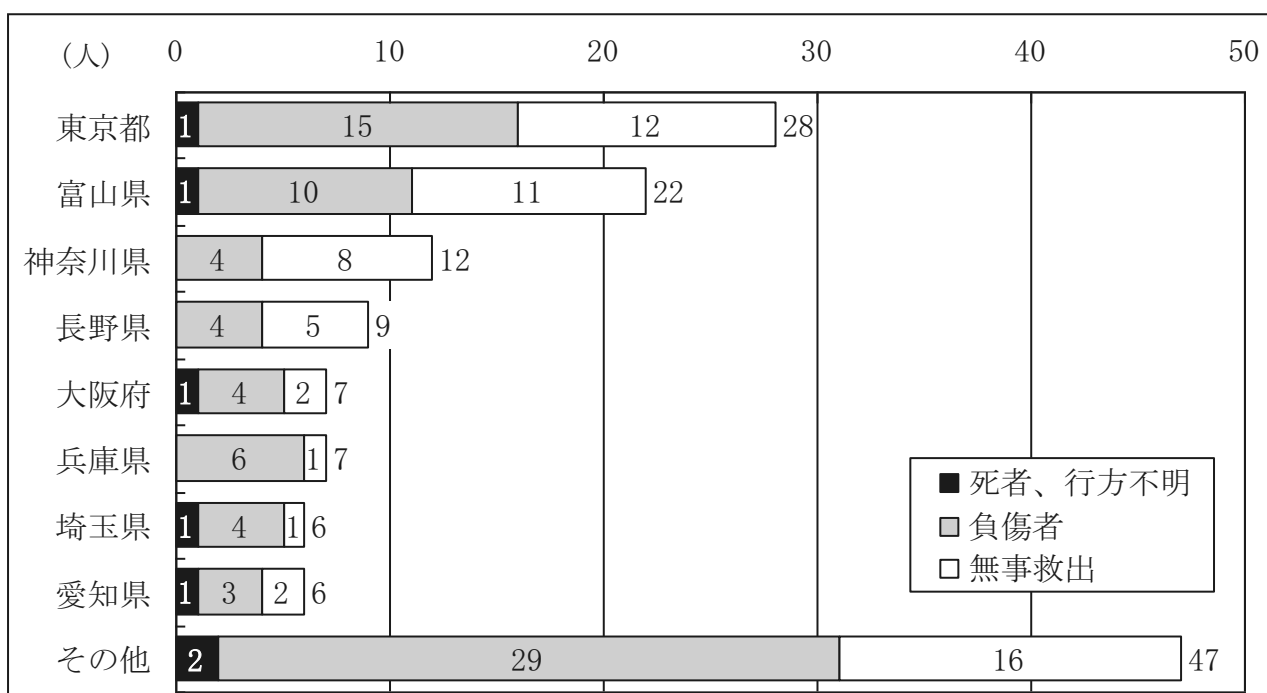
(7) 目的別遭難者数

登山目的が 108 人と全体の 75.0%を占めた。



(8) 居住地別遭難者数

東京都が 28 人(19.4%)と最も多く、次いで富山県の 22 人(15.3%)、神奈川県(8.3%)であった。



(9) 職業別遭難者数

	遭難者数 (構成率)	遭難状況			
		死者	行方不明者	負傷者	無事救出
公務員	5 (3.5%)	1	0	3	1
教職員	6 (4.2%)	0	0	3	3
会社員等	53 (36.8%)	3	0	30	20
団体職員	6 (4.2%)	0	0	4	2
自営業	8 (5.6%)	0	0	2	6
医療関係	5 (3.5%)	0	0	4	1
無職	40 (27.8%)	2	0	23	15
学生	3 (2.1%)	0	0	1	2
小中学生	3 (2.1%)	0	0	0	3
その他	15 (10.4%)	0	1	9	5
合計	144 (100%)	6	1	79	58

(10) 登山届提出状況

	登山届提出あり	登山届提出なし	合計
遭難者数	78	66	144
構成率	(54.2%)	(45.8%)	100%

(11) 遭難者の山岳会等所属別状況

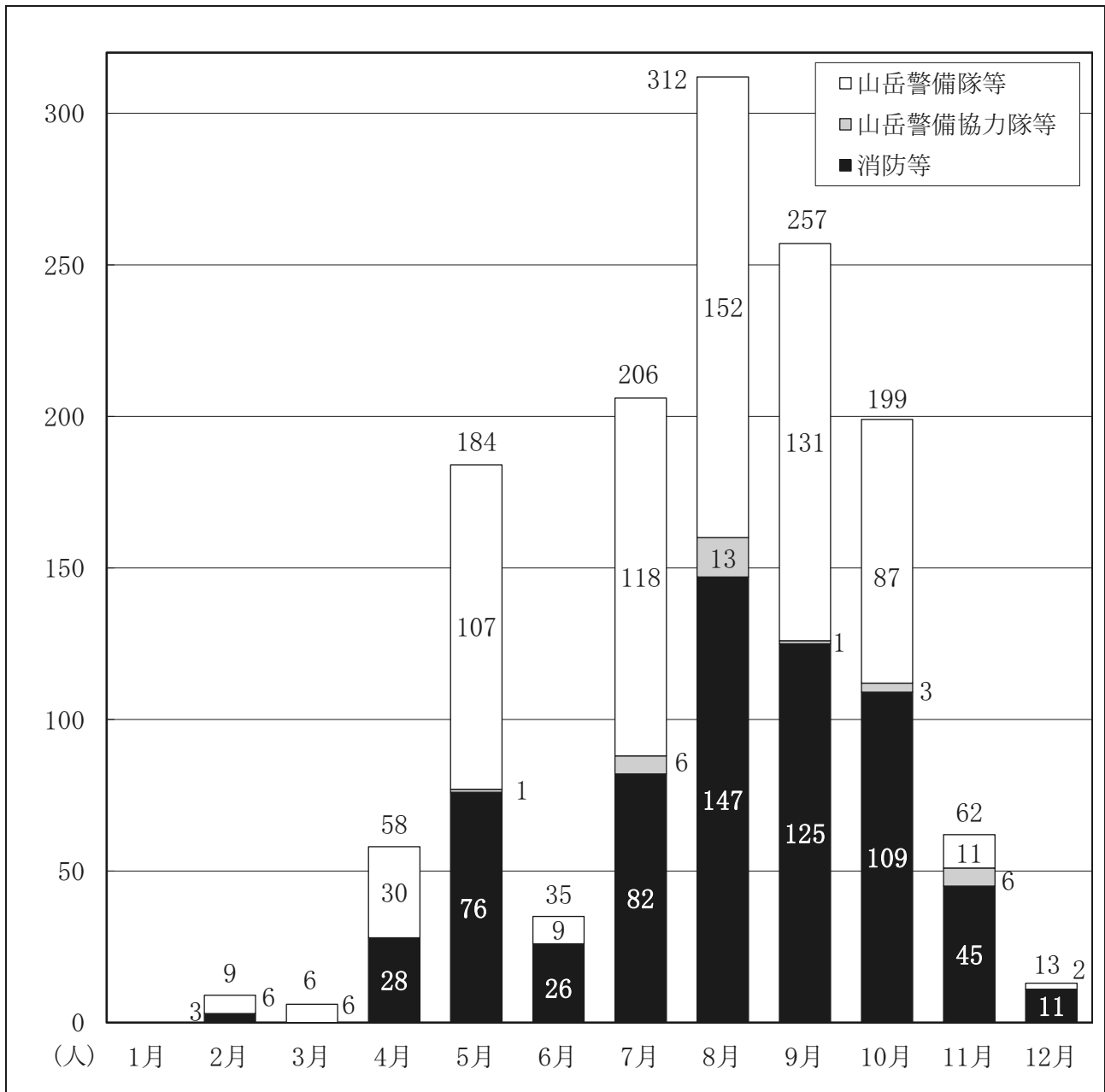
	遭難者数 (構成率)	遭難状況			
		死者	行方不明者	負傷者	無事救出
未組織登山者等	120 (83.3%)	2	1	64	53
社会人山岳会	13 (9.0%)	3	0	9	1
その他の団体	5 (3.5%)	0	0	2	3
ツアー登山	4 (2.8%)	1	0	3	0
ガイド登山	2 (1.4%)	0	0	1	1
合計	144 (100%)	6	1	79	58

(12) 遭難者のパーティー別状況

	遭難者数	構成率	遭難状況			
			死者	行方不明者	負傷者	無事救出
単独	46	(31.9%)	1	1	27	17
2人	49	(34.0%)	3	0	26	20
3人	16	(11.1%)	1	0	10	5
4人	15	(10.4%)	0	0	6	9
5人	1	(0.7%)	0	0	1	0
6~9人	10	(6.9%)	1	0	4	5
10人以上	7	(4.9%)	0	0	5	2
合計	144	(100%)	6	1	79	58

5 救助隊の月別出動状況

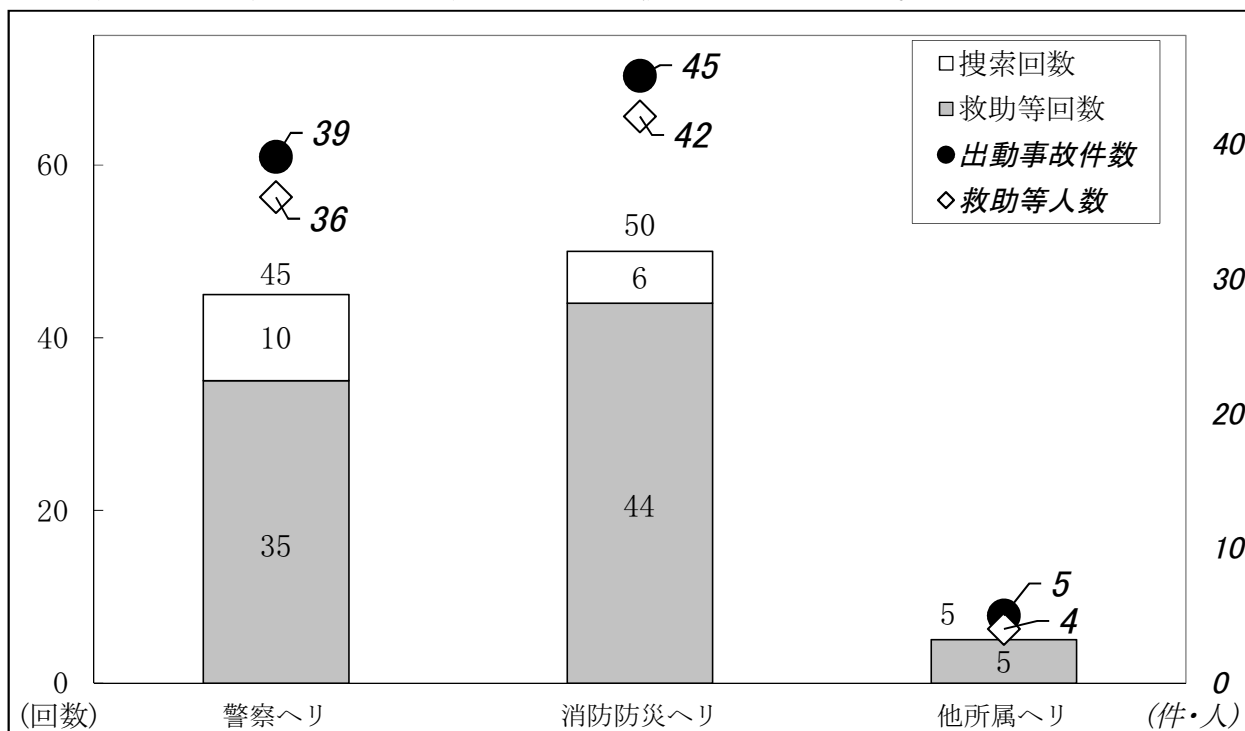
山岳警備隊員を始めとする警察の出動人員は、659人(49.1%)で、前年比164人の減少であった。消防等の出動人員は、652人(48.6%)で、前年よりも229人の増加であった。



	延べ出動日数	延べ出動人員	山岳警備隊等 警察官	山岳警備 協力隊等	消防等
令和5年	153	1,341	659	30	652
令和4年	146	1,257	823	11	423
増減	7	84	-164	19	229

6 ヘリコプターの出動状況

令和5年中の山岳遭難事故134件中、83件に延べ100回飛行(警察ヘリ45回、消防防災ヘリ50回、他所属ヘリ5回飛行)し、救助等人数は82人であった。なお、同一事故に警察ヘリと消防防災ヘリが重複出動した事例があるため、実際にヘリが出動した事故件数と区分毎の出動事故件数の合計値が異なっている。



区分	出動事故件数	飛行回数	救助等			救助等人数
			救助等	捜索	輸送	
警察ヘリ	39	45	35	10	0	36
消防防災ヘリ	45	50	44	6	0	42
他所属ヘリ	5	5	5	0	0	4
合計	89	100	84	16	0	82

※ 他所属ヘリ飛行回数は長野県警ヘリ1回、福井県防災ヘリ1回、石川県防災ヘリ2回、長野県防災ヘリ1回



富山県消防防災ヘリ「とやま」による救助活動

7 山岳情報の発信と利用状況

富山県山岳遭難対策協議会のホームページ「立山室堂山岳スキー情報」において、4、5、11月に毎日気象及び雪崩情報を提供し、406,759回の閲覧があった。

また、富山県警察のホームページでは、山岳情報（春山2回、夏山2回、秋山1回、冬山1回）を提供した結果、45,103回の利用があった。

さらに令和5年は、山岳警備隊公式X（旧Twitter）を、350回ポストし、山岳状況等の情報を発信した。



搬送訓練中の山岳警備隊員

8 山岳診療所の開設状況

山岳地帯における救護活動を行うため、次の診療所が開設された。

名称	所在地	診療主体	開設期間
立山診療所	室堂立山センター内	金沢大学医学部 （十全山岳会） 富山県立中央病院 （夏期のみ）	4月29日～5月7日 7月16日～8月31日
雷鳥沢診療所	雷鳥沢野営管理所内	金沢大学医学部 （十全山岳会）	7月22日～8月20日
剣沢診療所	剣沢野営管理所内	金沢大学医学部 （十全山岳会）	7月23日～8月19日
太郎平診療所	太郎平小屋内	日本医科大学	7月21日～7月23日 8月5日～8月6日 8月10日～8月11日 9月2日～9月3日
三俣診療所	三俣山荘内	岡山大学医学部 香川大学医学部	7月24日～8月24日

9 富山県登山届出条例に基づく登山届について

昭和 38 年 1 月、薬師岳において大学山岳部のパーティー13 人全員が遭難死したことを一つの契機として、昭和 41 年に「富山県登山届出条例」が制定された。その後、昭和 44 年に届出内容の追加・特別危険地区設定等、条例の一部改正、昭和 62 年に条例に基づく勧告基準の一部改正、平成 16 年に登山届出様式の改正が行われ、さらに令和元年から、全国的に普及している(公社)日本山岳ガイド協会が運営する登山届受理システム「コンパス」を経由しての提出が可能となり、現在に至っている。

この条例の目的は、冬季の劔岳及び周辺山域という、非常に厳しい環境下で登山を行おうとする者に登山届提出義務を課すことで、慎重な計画の立案や行動を促すとともに、届出内容の不備に対しては、適切な勧告等を行い、山岳遭難を未然に防止するというものである。条例施行から半世紀が経過し、登山を取り巻く情勢も施行当時から大きく変化している。しかしながら、全国に先駆けて登山届出を義務化した本条例は、今日では、積雪期の劔岳を目指す登山者に定着し、遭難防止に大きな役割を果たしている。今後とも、本条例に基づく登山届が、登山者自身の遭難防止に関する自覚を促し、安全登山意識の一層の向上に資することを期待する。

「富山県登山届出条例」の概要

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1 施行年月日 | 昭和 41 年 3 月 26 日 |
| 2 適用期間 | 毎年 12 月 1 日から翌年 5 月 15 日まで |
| 3 適用区域 | 劔岳周辺の山岳地帯（危険地区） |
| 4 目的・趣旨 | (1) 山岳遭難の防止
(2) 遭難時の対策 |

(1) 過去20年間の届出状況

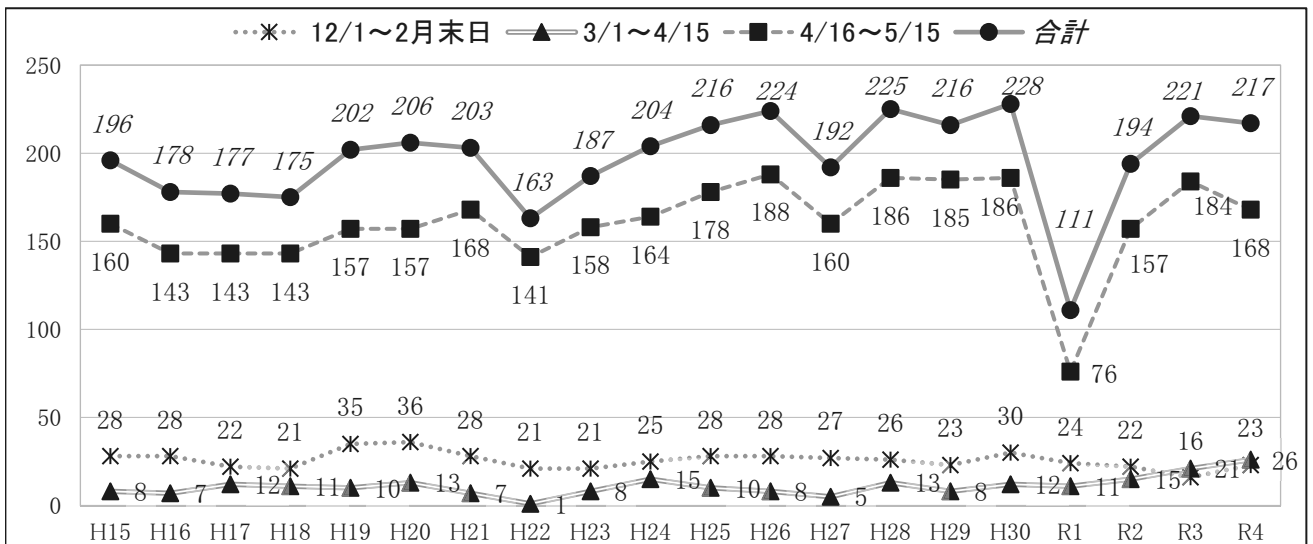
令和4年度の届出件数は例年並みであるが、届出人数は大きく減少した。
令和2年頃から春山前期における登山者が増加傾向にある。

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
冬山	件数	28	28	22	21	35	36	28	21	21	25	28	28	27	26	23	30	24	22	16	23
	人数	126	109	83	96	174	153	117	112	73	146	118	127	128	154	134	145	109	91	52	86
春山前期	件数	8	7	12	11	10	13	7	1	8	15	10	8	5	13	8	12	11	15	21	26
	人数	40	46	66	76	37	47	24	3	21	87	49	50	32	34	50	32	47	63	93	101
春山後期	件数	160	143	143	143	157	157	168	141	158	164	178	188	160	186	185	186	76	157	184	168
	人数	625	589	548	510	596	601	568	462	470	525	509	594	510	544	560	589	227	438	555	432
合計	件数	196	178	177	175	202	206	203	163	187	204	216	224	192	225	216	228	111	194	221	217
	人数	791	744	697	682	807	801	709	577	564	758	676	771	670	732	744	766	383	592	700	619

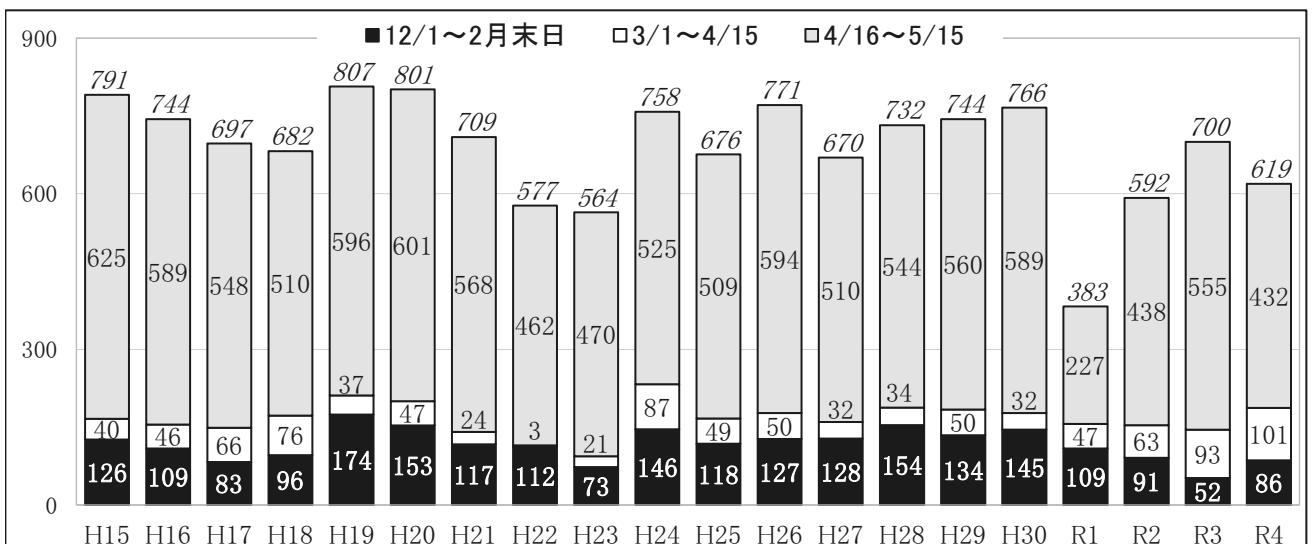
※ ～平成20年：冬山（12/1～2/15）、春山前期（3/1～4/15）、春山後期（4/16～5/15）

※ 平成21年～：冬山（12/1～2月末日）、春山前期（3/1～4/15）、春山後期（4/16～5/15）

【届出件数の推移】



【届出人数の推移】



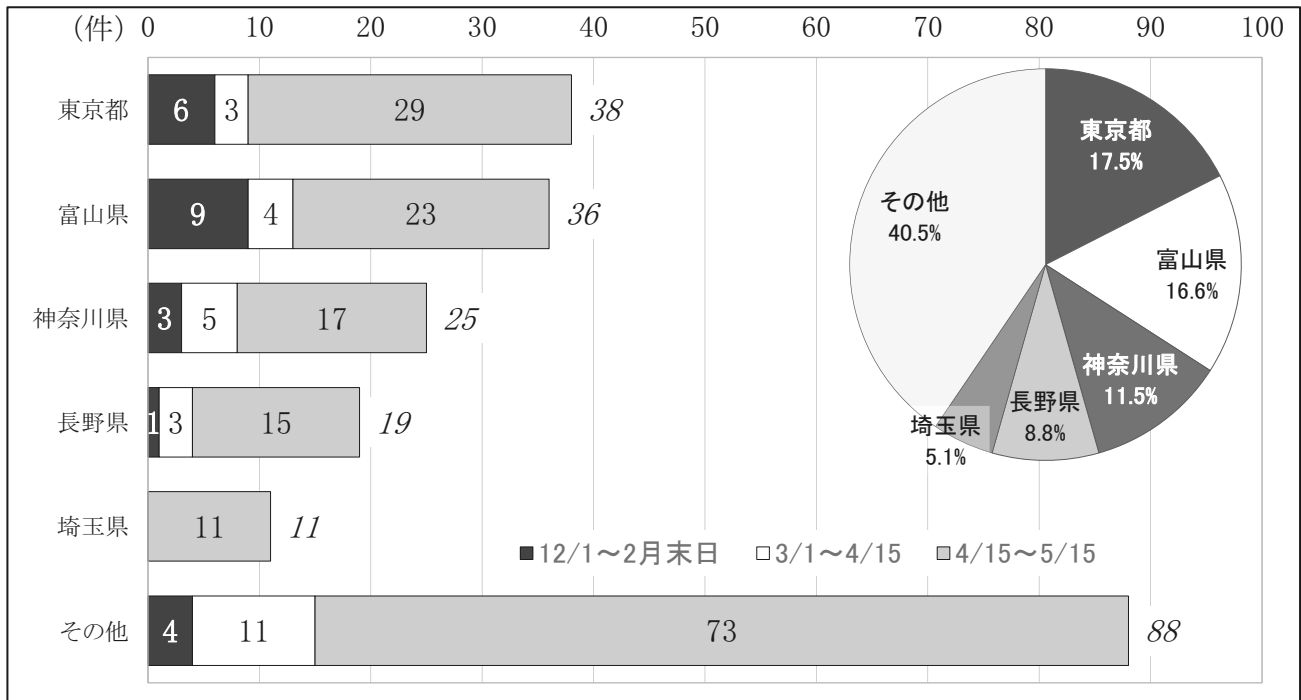
(2) 令和4年度（令和4年12月1日から令和5年5月15日）の届出状況

① 居住地別届出件数

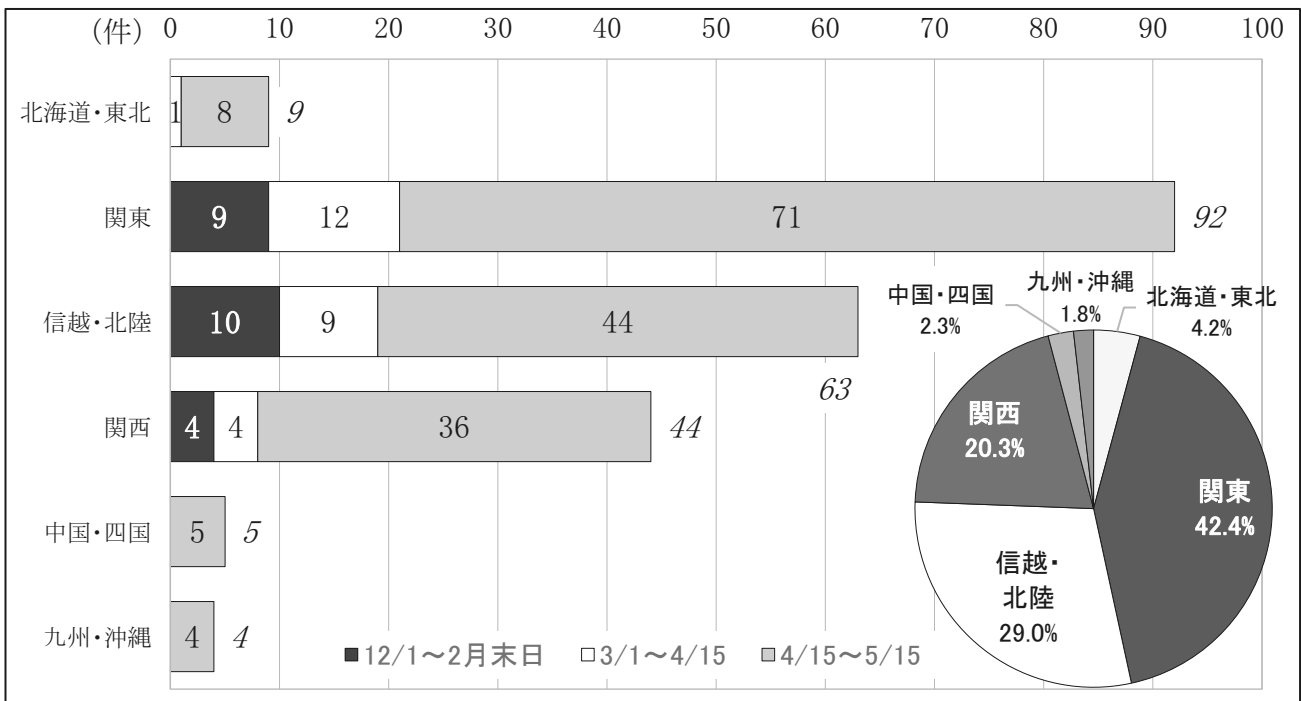
令和4年度は東京都が最多で、富山県、神奈川県、長野県、埼玉県と続き、上位5県で全体の約6割を占めている。

地域別比率では関東が42.4%を占めている。

【都道府県別届出件数】



【地域別届出件数】

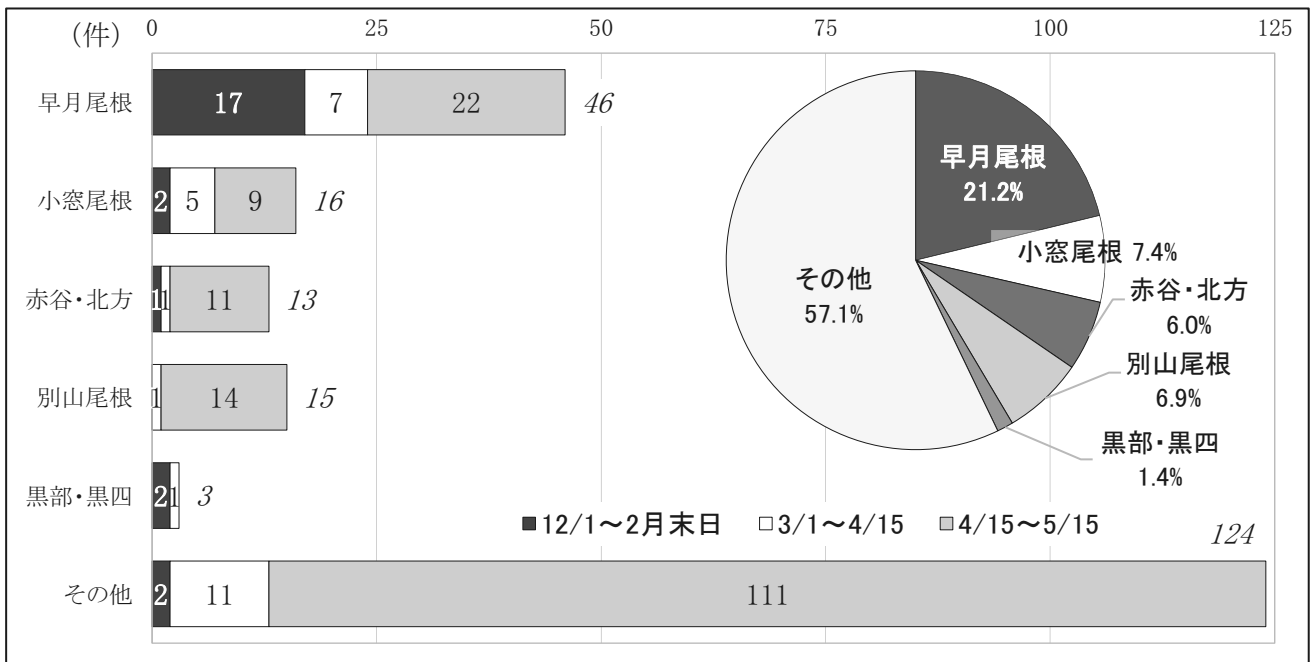


② 登山コース別届出件数

年末年始を含む12月1日から2月末日では早月尾根の往復が71.0%を占める。

登山コース「その他」には、源次郎尾根やハッ峰、黒部横断をはじめ、アルペンルート開通後のバックカントリースキーを含み、多種多様な登山コースの山行がみられる。

	早月尾根	小窓尾根	赤谷・北方	別山尾根	黒部・黒四	その他	合計
12/1～2月末日	17	2	1	0	2	2	24
3/1～4/15	7	5	1	1	1	11	26
4/15～5/15	22	9	11	14	0	111	167
全体	46	16	13	15	3	124	217

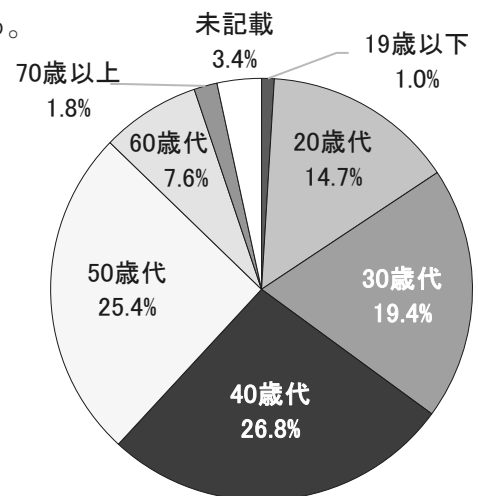


③ 年代別届出人数

中高年（40歳代以上）が全体の約61.6%を占めている。

うち60歳代以上が全体の約9.4%を占めている。

19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代
6	91	120	166
50歳代	60歳代	70歳以上	未記載
157	47	11	21
合計			619



(3) 富山県登山届出条例等

① 富山県登山届出条例

昭和41年3月26日

富山県条例第22号

改正 昭和44年2月17日条例第1号 昭和44年10月6日条例第40号

平成4年3月27日条例第1号 平成15年12月18日条例第55号

令和3年3月26日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、富山県の区域内にある山岳のうち、特に危険な地区及び期間に登山しようとする者に対し、登山届を提出させることにより、山岳遭難の防止及び遭難時の対策に資することを目的とする。

(昭44条例40・一部改正)

(定義)

第1条の2 この条例において「危険地区」とは、別表第1に掲げる地区をいう。

2 この条例において「特別危険地区」とは、危険地区のうち別表第2に掲げる地区をいう。

3 この条例において「登山」とは、12月1日から翌年5月15日までの間に危険地区に立ち入ることをいう。

4 この条例において「登山者」とは、登山する者をいう。

(昭44条例40・追加)

(登山者の心構え)

第2条 登山者は、適正な登山計画を作成し、その計画に基づいて装備、食糧等を整え、登山しなければならない。

(特別危険地区に対する登山者の心構え)

第3条 登山者は、12月1日から翌年4月15日までの間は、特別危険地区に立ち入らないように努めなければならない。

(昭44条例40・全改)

(登山届の提出)

第4条 登山者は、次の各号に掲げる事項を記載した登山届を知事に提出しなければならない。この場合において、登山者が集団で登山するときは、代表者が提出することができる。

(1) 住所、氏名及び年齢

(2) 登山歴(山岳団体に所属している登山者にあつては、登山歴についての当該山岳団体の代表者の確認のあるもの)

(3) 行程及び日程

(4) 日程中の行動の概要

(5) 装備及び食糧

(6) 緊急時における連絡先

(7) 緊急時の救助体制

(8) 山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入又は未加入の別

2 前項の届出は、登山する日の20日前までにしなければならない。

3 登山者は、登山前に第1項の登山届の記載事項を変更したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

4 遭難救助に従事する者その他知事が特に認める者については、第2項の規定は、適用しない。

(昭44条例40・平15条例55・令3条例13・一部改正)

(登山届済書の交付)

第5条 知事は、前条第1項の規定により提出された登山届を受理したときは、登山届済書(以下「届済書」という。)を登山者に交付するものとする。

2 知事は、登山届の内容が不相当と認めたときは、届済書を交付する前に、登山者に必要な勧告をすることができる。

(届済書の提示)

第6条 登山者は、常に届済書を携行し、知事の指定する登山指導員(以下「指導員」という。)からその提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 指導員は、登山者の装備等が届済書の記載事項と相違すると認めたときは、必要な勧告をすることができる。

3 指導員は、前2項の規定により、届済書の提示を求め、又は必要な勧告をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(審議会の設置)

第7条 第5条第2項に規定する知事の勧告の基準その他必要な事項を調査審議するため、富山県山岳遭難防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭44条例40・一部改正)

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査研究するため、必要があるときは、臨時の委員を置くことができる。

3 委員及び臨時の委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

(昭44条例1・一部改正)

(会長)

第9条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時の委員は、特別の調査研究が終了したときは、解任するものとする。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 登山届を提出しないで登山をした者

(2) 虚偽の登山届を提出して登山をした者

(3) 第6条の届済書の提示を拒んだ登山者

(昭44条例40・平4条例1・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭44条例40・追加)

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第1号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第40号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第1号) この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第55号) この条例は、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成15年富山県条例第54号)の施行の日から施行する。(施行の日=平成16年4月1日)

附 則(令和3年条例第13号) この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

(昭44条例40・追加)

劔岳及び早月尾根を中心とした区域で、馬場島からブナクラ乗越に至る白萩川及びブナクラ谷、ブナクラ乗越から赤谷山、白萩山、赤ハゲ、白ハゲ及び池平山を経て仙人山に至るりょう線、北股、劔沢、武蔵谷、武蔵のコルから劔御前、別山乗越、室堂乗越、西大谷山、クズバ山を経て中山に至るりょう線並びに中山と馬場島を結ぶ線に囲まれた区域

別表第2

(昭44条例40・追加)

1 東大谷を中心とした区域で、東大谷出合、左尾根、早月尾根2,600、早月尾根、別山尾根及び右尾根に囲まれた区域(当該尾根から内側に向つてそれぞれ50メートル以内の区域を除く。)

2 池の谷を中心とした区域で、池の谷出合、小窓尾根、三の窓、池の谷乗越、劔岳、早月尾根及び早月尾根1,920に囲まれた区域(当該尾根から内側に向つてそれぞれ50メートル以内の区域及び劔尾根両側50メートル以内の区域を除く。)

② 富山県登山届出条例施行規則

昭和44年11月1日

富山県規則第55号

改正 平成4年4月30日規則第34号 平成11年3月26日規則第4号

平成13年1月5日規則第2号 平成16年11月8日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県登山届出条例(昭和41年富山県条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登山届の様式)

第2条 条例第4条第1号に規定する登山届は、登山届(様式第1号)によるものとする。

(勧告の基準)

第3条 条例第5条第2項の規定により行なう知事の勧告は、次に掲げる事項を検討して行なうものとする。

(1) 技術経験に関する基準

12月1日から翌年5月15日まで(以下「積雪期」という。)の登山者の危険地区における登山経験、積雪期における危険地区と同程度の危険性があると認められる山岳における登山経験その他の登山経験の有無による登山技術上の危険性の有無及びパーティーの構成の適否

(2) 行程及び日程に関する基準

行程における登山コース、日程の余裕等の判断による登山計画の適否

(3) 装備等に関する基準

パーティーの構成、行程、登山の方法等に対する装備及び食料の適否

(4) 緊急時の対策に関する基準

緊急時に必要とするトランシーバー等の携行の有無及び山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入の有無による緊急時の対策の適否

(登山指導員の証票)

第4条 条例第6条第3項に規定する指導員の身分を示す証票は、「登山指導員の証票(様式第2号)」によるものとする。

(登山届を登山する20日前までにしなくてもよい者)

第5条 条例第4条第4項に規定するその他知事が特に認める者とは、森林管理署の職員、電力会社の職員その他これに類する者で、業務に従事するため危険地区に立ち入る者とする。

③ 勧告の基準

昭和41年9月16日

改正 昭和42年2月25日 昭和44年8月1日 昭和62年12月9日

条例第5条第2項の規定により、知事が行う勧告の基準は次のとおりとする。

(1) 12月1日から4月15日まで

ア 単独登山に対しては、中止を求める。

イ パーティーの構成メンバーには、原則としての2分の1以上の積雪期登山の経験者で構成され、且つリーダーは積雪期登山経験の豊富な者を求める。

ウ 特別危険地区に登山することを計画した届出は、中止又はコースの変更を求める。

エ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断して日程が少ない時は再検討を求める。

なお、予備日は、12月1日から2月末日までは少なくとも7日以上、3月1日から4月15日までは少なくとも5日以上を求める。

オ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断し、装備及び食糧が積雪期登山に対しあきらかに不備とみとめられる場合は、再検討及び必要なものための携行を求める。

カ パーティー間及び基地との連絡のため、とくにトランシーバーの携行を求める。

〔昭和44年8月1日・一部改正及び追加〕
〔昭和62年12月9日・一部改正〕

(2) 4月16日から5月15日まで

ア 積雪期登山の経験、コース及び日程等から判断して、明らかに危険とみなされる単独登山者については、中止又は計画の変更を求める。

イ パーティーの構成メンバーには、できるだけ多くの積雪期登山の経験者を求める。

ウ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断して日程が少ない時は再検討を求める。

昭和42年2月25日・追加

昭和44年8月1日・追加

昭和62年12月9日・一部改正

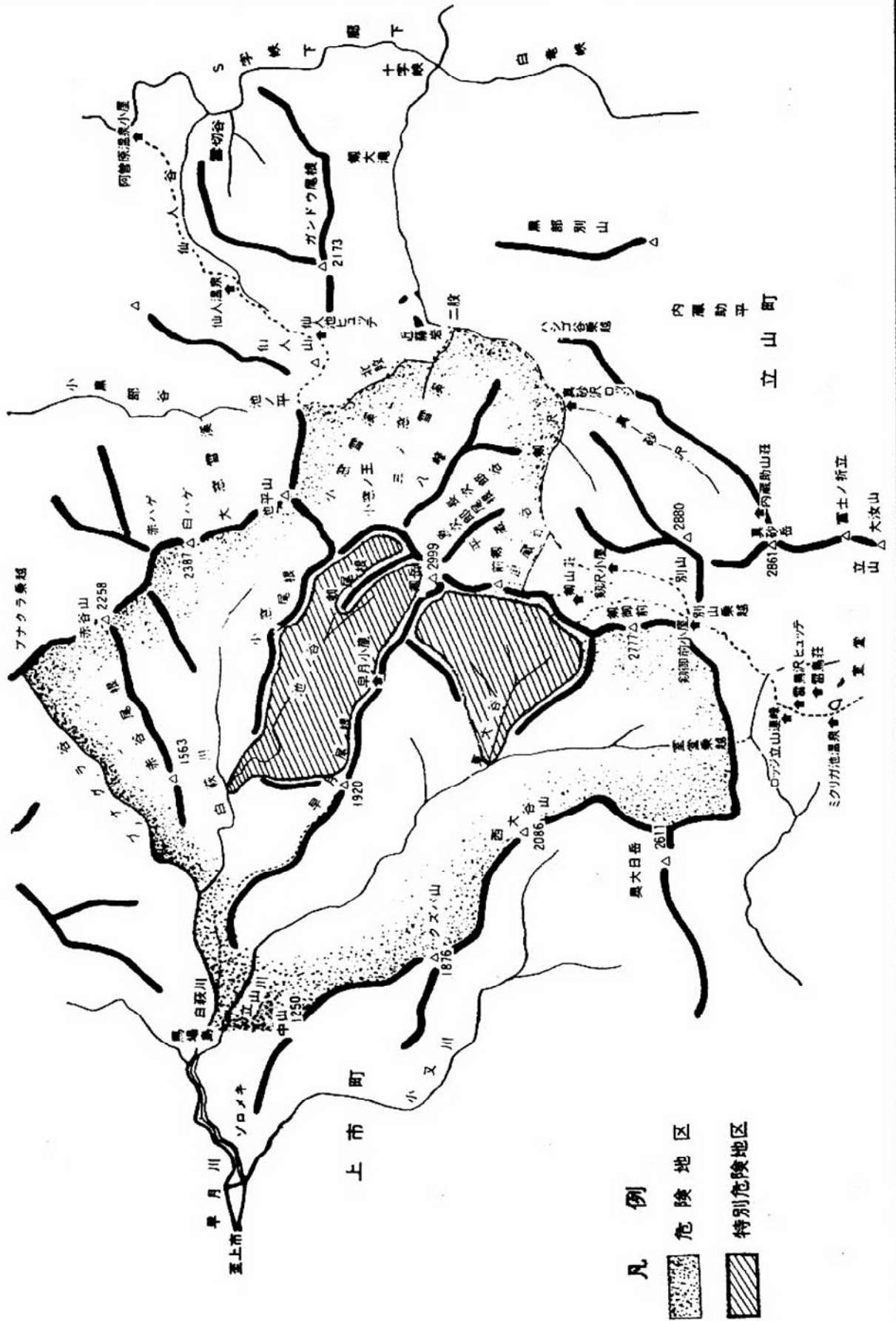
(3) その他

ア 山岳団体に所属していない者については、既存の山岳団体に加入するか、又は新たに山岳団体を組織するよう勧奨する。

イ 山岳遭難捜索費用に充てるための保険に加入していない者については加入するよう勧奨する。

(昭和44年8月1日・追加)

④ 危険地区及び特別危険地区



⑤ 登山届様式

登 山 届

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

届出者 住 所 〒

氏 名

電話番号

富山県登山届出条例第4条第1項の規定により、次のとおり登山届を提出します。

パーティーの名称		
登山者の住所、氏名、性別、年齢及び登山歴		別紙のとおり
登 山 期 間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (予備日 日を含む。)
行 程		
日程及び行動の概要	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	

装 備 及 び 食 糧	テント	型	人用	張	
	ツェルト	型	人用	張	
	ザイル		メートル	本	
			メートル	本	
	スコップ			丁	
	スノーソー			丁	
	ラジオ			台	
	アイゼン			組	
	輪かんじき(スノーシュー)			組	
	ビーコン			個	
	通 信 機 器	トランシーバー		台	メガヘルツ
		アマチュア無線機		台	メガヘルツ
		携帯電話	台	電話番号	
	燃 料				
食 糧 (非常食を除く。)				日分	
非 常 食				食分	
そ の 他					
緊 急 時 の 連 絡 先	住 所				
	氏 名				
	電話番号				
緊 急 時 の 救 助 体 制	救助する者の代表者	住 所			
		氏 名			
		電話番号			
	救助する者の人数	人			
山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入	有	保険会社等の名称		無	
摘 要					
※					
※ 受 理	※ 令和	年	月	日	
	※ 自 第	号			

備考

- 1 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入すること。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。

別紙

登山者名簿

分担	住所	氏名	年齢	登山歴（主に積雪期）			リーダー経験
				年月	日数	山名	
リーダー				年月			回
				年月			
				年月			
				年月			
				年月			/
				年月			
				年月			
				年月			/
				年月			
				年月			
				年月			/
				年月			
				年月			
				年月			/
				年月			
				年月			
				年月			/
				年月			
				年月			
				年月			/
				年月			
				年月			

分担	住所	氏名	年齢	登山歴（主に積雪期）			
				年月	日数	山名	リーダー経験
				年月			/
				年月			
				年月			
				年月			/
				年月			
				年月			
				年月			/
				年月			
				年月			
				年月			/
				年月			
				年月			
				年月			/
				年月			
				年月			
				年月			/
				年月			
				年月			

上記の登山者の登山歴について、確認します。

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

山岳団体 所在地
 名称
 代表者氏名
 電話番号

備考 登山者の登山歴についての確認は、当該登山者が山岳団体に所属している場合に、当該山岳団体の代表者から受けること。

10 立山室堂地区における山岳スキー等の遭難防止対策について

平成 25 年 11 月に立山連峰の真砂岳で発生し、死者 7 人を出した雪崩事故を受け、平成 26 年 4 月に「富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱」が施行された。以後、対象期間中（4 月、5 月、11 月）に立山室堂地区へ入山する登山者やスキーヤー等に対して、以下の遭難防止に関する取り組みを継続している。

令和 4 年は新型コロナウイルス感染拡大の行動自粛等が緩和されたことから令和元年よりも入山届件数、人数ともに増加した。

令和 5 年は、昨年度よりも件数、人数ともに減少したものの、令和元年度以前の水準まで戻ってきている。

● 入山届の受理

- ・ 室堂ターミナル内の入山安全相談窓口と立山駅の臨時窓口に入山指導員を常駐させ、入山届の受理及び安全指導を行った。
- ・ オンライン登山届「コンパス」のシステム改修を行い、令和元年から「コンパス」での入山届提出が可能になった。

● 適切な情報発信と現地指導の強化

- ・ 室堂周辺における気象情報及び雪崩情報、その他入山に際し注意が必要な情報等を提供した(専用ホームページにも掲載)。

● ビーコン等必要装備携行の指導及びビーコン不携帯者への貸出（有償）

● 山岳保険加入の推奨

「富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱」の概要

- 1 施行年月日 平成 26 年 4 月 16 日
- 2 適用期間 4 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 11 月 1 日から同月 30 日までの期間のうち、毎年度知事が定める期間
- 3 適用区域 立山室堂地区

<入山届の受理状況及び雪崩ビーコン貸出台数>

期 間		4/中(適用 開始)~GW 前	GW 中※	GW 後 ~5/31	春山小計	11 月	合 計
令和5年	件 数	1,036	956	880	2,872	809	3,681
	人 数	2,363	2,038	1,735	6,136	2,032	8,168
	ビーコン貸出	13	11	4	28	9	37
令和4年	件 数	1,123	1,320	1,168	3,611	801	4,412
	人 数	2,342	2,685	2,294	7,321	1,703	9,024
	ビーコン貸出	11	47	3	61	6	67
令和3年	件 数	957	548	845	2,350	1,076	3,426
	人 数	1,940	1,102	1,654	4,696	2,172	6,868
	ビーコン貸出	15	35	11	61	7	68
令和2年	件 数	54	0	1	55	1,009	1,064
	人 数	82	0	1	83	2,064	2,147
	ビーコン貸出	2	0	0	2	3	5
令和元年	件 数	575	1,120	976	2,671	941	3,612
	人 数	1,592	2,629	1,983	6,204	1,862	8,066
	ビーコン貸出	9	80	4	93	3	96

※ ゴールデンウィークは、原則 4 月 29 日から 5 月 7 日までの期間とする。
ただし、期間前後が週末の場合などは、期間を若干延長して計上する。

(1) 富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱（平成26年富山県告示第225号）

（目的）

第1条 この要綱は、立山室堂地区において山岳スキー、スノーボード、登山等（次条第2項及び第3条第3項において「山岳スキー等」という。）を行う者の入山届の提出その他安全の確保に関し必要な事項を定めることにより、山岳遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助に寄与することを目的とする。

（令元告示456・一部改正）

（定義）

第2条 この要綱において「立山室堂地区」とは、別表第1項に規定する区域をいう。

2 この要綱において「入山」とは、4月1日から5月31日まで及び11月1日から同月30日までの期間のうち、毎年度知事が定める期間において、山岳スキー等を行うために、室堂ターミナルを経て、立山室堂地区（別表第2項に規定する区域を除く。）に立ち入ることをいう。

3 この要綱において「入山者」とは、入山をする者（当該入山について、富山県登山届出条例（昭和41年富山県条例第22号）第4条第1項の規定による登山届を提出した者を除く。）をいう。

（入山届の提出）

第3条 入山者は、次に掲げる事項を記載した入山届（別記様式）を知事に提出するものとする。

- (1) 住所、氏名及び年齢
- (2) 入山の目的
- (3) 緊急時における連絡先
- (4) 雪崩ビーコン（雪崩に埋まった人の位置を探知するために電波を発信し、及び受信する機能を有する機器をいう。以下同じ。）その他の装備の携帯の有無
- (5) 山岳保険（山岳遭難捜索費用に充てるための保険をいう。以下同じ。）の加入又は未加入の別
- (6) 行程及び日程
- (7) 日程中の行動の概要及び宿泊先
- (8) その他知事が定める事項

2 前項の入山届は、入山者が集団で行動する場合は、代表者が提出することができる。

3 第1項の規定による入山届の提出は、山岳スキー等を行う前に、室堂ターミナル内において行うものとする。

4 登山届受理システム「コンパス」（インターネットを利用する方法により登山届を共有するシステムをいう。以下この項において「コンパス」という。）を利用して入山届を提出した者は、室堂ターミナル内においてコンパスによる入山届提出済証を提示したときは、第1項の入山届を知事に提出したものとみなす。

5 知事は、第1項の入山届に記載された情報を、警察その他救助、医療等に関係する者に対し、山岳遭難の防止又は遭難者の救助若しくは医療のために必要な限度で提供することができる。

(令元告示456・令3告示142・一部改正)

(入山者の遵守事項)

第4条 入山者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 雪崩、滑落、天候の急変その他山岳遭難の危険を予防するため、自己及び他の入山者の安全に十分に配慮して行動すること。
- (2) 雪崩ビーコンその他の適切な装備を携帯すること。
- (3) 次条第1項に規定する入山指導員又は警察官が山岳遭難の防止を図るために行う指導及び助言を尊重すること。
- (4) 特段の事情のない限り、山岳保険に加入すること。

(入山指導員)

第5条 知事は、登山に関し知識及び経験を有する者のうちから、入山指導員を委嘱する。

2 入山指導員は、第3条第1項の規定により提出された入山届の記載内容を確認するとともに、入山者に対し、その遭難の防止を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

(山岳遭難対策協議会等との連携)

第6条 県は、国の機関、市町村、警察、交通事業者、宿泊施設関係者その他山岳関係団体等(次項において「関係機関等」という。)と連携して、入山者の遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助を図るものとする。

2 県は、関係機関等及び県の関係部局で組織する富山県山岳遭難対策協議会が行う次の事業を支援するものとする。

- (1) 立山室堂地区の気象、雪崩等に関する情報の提供
- (2) 入山者に対する雪崩ビーコンの携帯の指導及び貸出し
- (3) 山岳保険の加入の推奨その他入山者に対する指導及び助言

附 則

この告示は、平成26年4月16日から施行する。

改正文(令和元年告示第456号)抄

令和元年11月1日から施行する。

改正文(令和3年告示第142号)抄

公表の日から施行する。

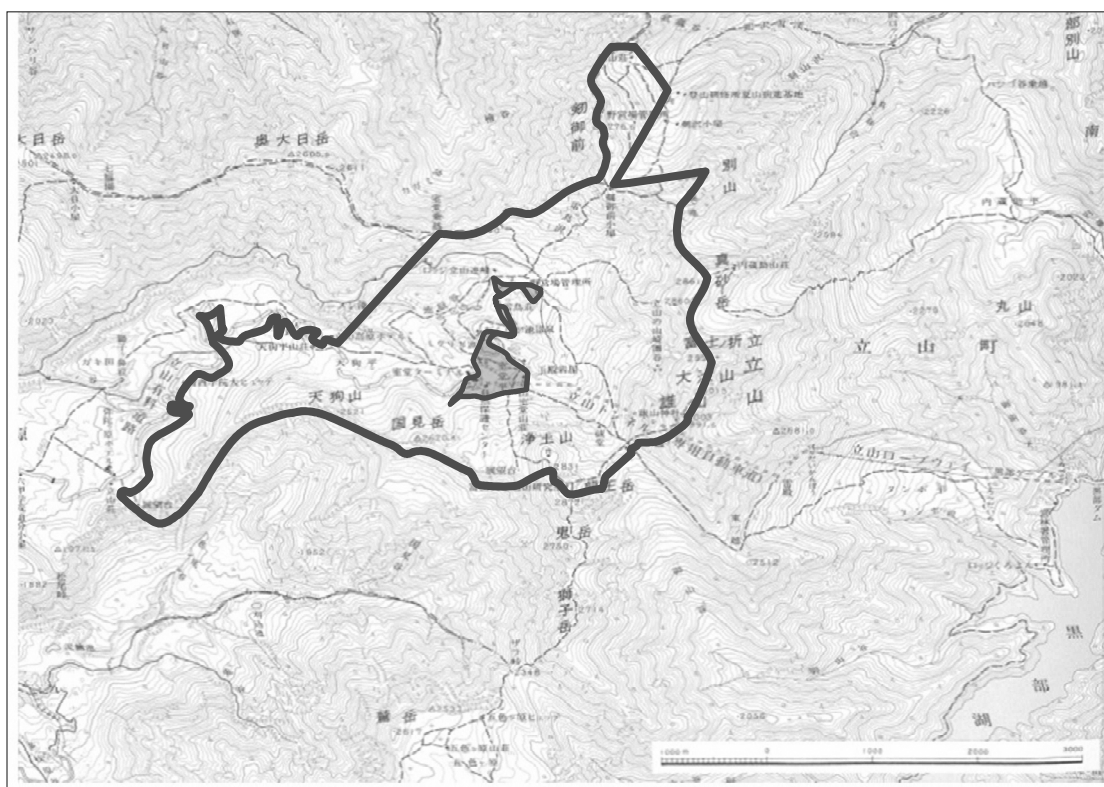
1 立山室堂地区

浄土山から稜線を南東進し龍王岳に至り、同地から稜線を北東進し一ノ越を経て雄山に至り、同地から稜線を北進し大汝山、富士の折立、真砂岳を経て別山に至り、同地から西進し劔御前小舎に至り、同地から北進し劔澤小屋を経て劔山荘に至り、同地から西進し劔御前北方の稜線との交点に至り、同地から稜線を南進し劔御前小舎前に至り、同地から稜線を西進し室堂乗越に至り、同地から南西進し立山高原ホテルに至り、同地から車道を西進し富山県立山荘に至り、同地から南東進しカルデラ展望台に至り、同地から稜線を東進し天狗山、国見岳、室堂山展望台を経て浄土山に至る線で囲まれた一円の区域（下図の太線で囲まれた区域）

2 立入りが「入山」とならない区域

室堂ターミナル（駐車場を含む。）、富山県立山センターその他の室堂平又は雷鳥沢に所在する建物及びそれらの敷地又は野営場、これらの施設を結ぶ歩道（雪上の経路を含む。以下同じ。）、室堂ターミナルから雪の大谷に至る歩道並びに車道の区域（下図の塗りつぶしの区域）

図



(2) 入山届様式

別記様式（第3条関係）

入 山 届

年 月 日

富山県知事 殿

富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱第3条第1項の規定により、次のとおり入山届を提出します。

また、その内容を警察その他遭難者の救助、医療等に関係する者に対し、必要な限度で情報提供することを承諾します。

グループ名、入山者を代表する者の住所、氏名、年齢及び携帯電話番号、緊急時の連絡先、装備並びに山岳保険加入の有無	グループ名	装備（携帯しているものに○）	山岳保険の加入
	住所		
	氏名 (歳)	雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ()
	携帯電話番号		
緊急時連絡先（電話番号） 氏名 本人との関係	無		
入山の目的 (該当するものに○)	スキー・スノーボード・登山・写真撮影・その他 ()		
入山期間	年 月 日から 月 日まで		
行程			
日程及び行動の概要	行動日	当日の行動の概要	宿泊先
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

備考

- 1 タンボ平、内蔵助カール、御山谷等の立山室堂地区外の区域においてスキー、スノーボード、登山等をされる場合も、帰路につくまでの全行程について記入してください。
- 2 緊急時連絡先は、入山者以外で連絡がとれる人の氏名及び連絡先を記入してください。
- 3 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入してください。

グループの場合、代表者以外の入山者については、各自が下記に記入してください。

住所	装備（携帯しているものに○）	山岳保険の加入
氏名 (歳)		
携帯電話番号	雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ()
緊急時連絡先（電話番号） 氏名 本人との関係		
住所	装備（携帯しているものに○）	山岳保険の加入
氏名 (歳)		
携帯電話番号	雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ()
緊急時連絡先（電話番号） 氏名 本人との関係		
住所	装備（携帯しているものに○）	山岳保険の加入
氏名 (歳)		
携帯電話番号	雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ()
緊急時連絡先（電話番号） 氏名 本人との関係		
住所	装備（携帯しているものに○）	山岳保険の加入
氏名 (歳)		
携帯電話番号	雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ()
緊急時連絡先（電話番号） 氏名 本人との関係		

行動予定場所を図示してください。



1.1 遭難防止対策等推進状況

令和5年に実施した遭難防止対策等の事業は、次のとおりである。

(以下、遭難対策協議会を「遭対協」という。)

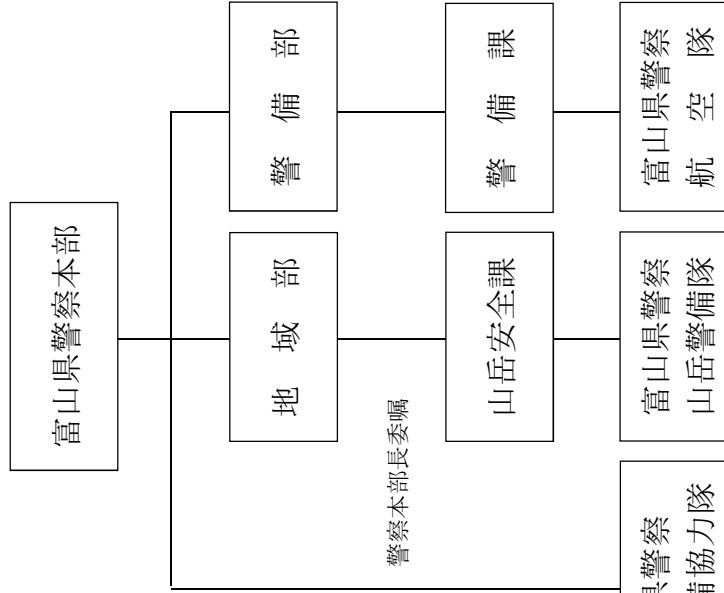
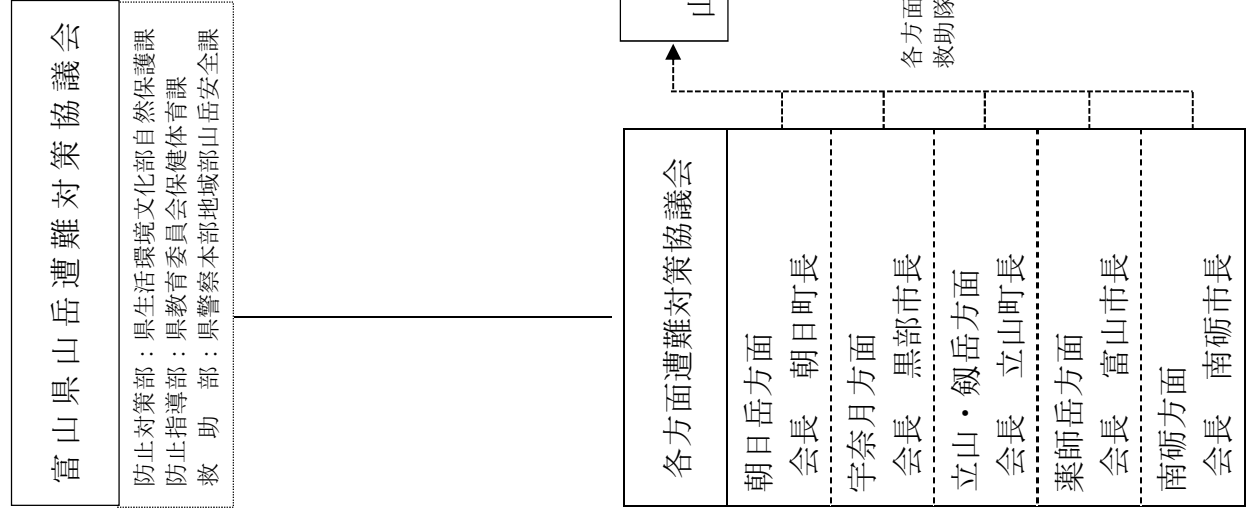
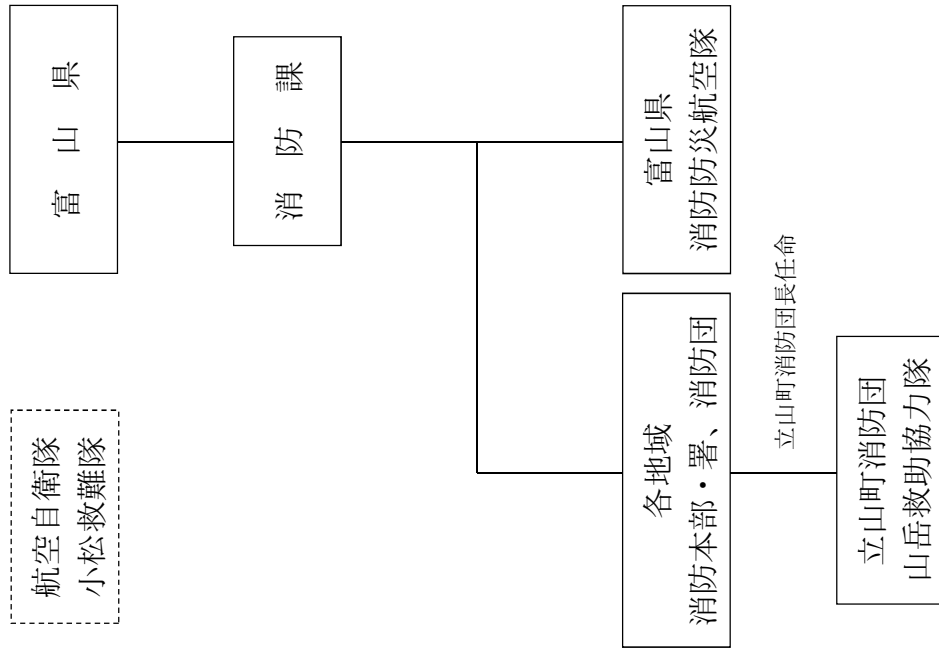
	項目	内容
1月	冬山遭難防止活動の推進 (R4.12月24日-1月3日)	登山指導員及び山岳警備隊員が、馬場島において遭難防止活動を実施 【防止対策部、救助部】
	バックカントリースキー事故防止活動の推進	富山県ホームページなどでバックカントリースキー事故防止のための広報等を実施 【防止対策部】
	冬山遭難救助ミニ訓練(27-31日)	山岳警備隊員24人が4班に分かれて、劔岳・西大谷山・鉢伏山で遭難救助訓練を実施 【救助部】
2月	立山・劔岳方面遭対協合同訓練(20日)	警察航空隊 遭対協隊員20人、山岳警備隊員11人、事務局他6人参加
3月	積雪期山岳遭難救助訓練(1-10日)	山岳警備隊員26人が3班に分かれて、劔岳・早乙女山で遭難救助訓練を実施 【救助部】
	室堂平周辺積雪期利用適正協議会総会	山小屋、交通機関及び山岳関係者等と室堂平周辺の利用者の安全対策等について協議
	立山地区雪崩安全対策研究会	室堂地区の雪崩安全対策について、関係機関との情報共有を実施
	山嶺の発行	
	春山情報の提供	県警ホームページを更新し、春山情報を提供 【救助部】
4月	山岳遭難救助訓練(13・14日)	山岳警備隊員26人が国立登山研修所で救助訓練を実施 【救助部】
	新隊員訓練(20-23日)	山岳警備隊員9人が立山周辺で遭難救助訓練を実施 【救助部】
	室堂警備派出所開所(15日)	山岳警備隊員常駐体制の開始(11月末まで) 【救助部】
	登山指導員の配置(15日)	立山室堂に登山指導員を配置 【防止対策部】
	安全登山ハンドブック(2023)の配布(21日)	県内の小学校に、安全登山の普及のために配布 【防止指導部】
	朝日岳方面遭対協総会(27日)	朝日町役場にて
	医王山開山式(29日)	国見ヒュッテにて
	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく安全対策事業の実施(15日-5月31日)	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づき、室堂ターミナル構内に「入山安全相談窓口」を設置し、入山指導員を配置。入山届の受理や指導、パトロールを実施 【防止対策部】
5月	宇奈月方面遭対協総会(2日)	黒部市民会館にて
	国立登山研修所事業計画(11日)	県内高校及び市町村教育委員会に対し、登山研修所主催研修会を周知 【防止指導部】
	国立登山研修所が主催する研修会(11日、22日)	県内高校及び市町村教育委員会に対し、登山研修所主催研修会を周知 【防止指導部】
	袴腰山開山式及びパトロール(21日)	袴腰山～猿ヶ山
	薬師岳方面遭対協総会(22日)	大山会館にて
	春山遭難救助ミニ訓練(26-30日)	山岳警備隊員23人が3班に分かれて、立山・劔岳で遭難救助訓練を実施 【救助部】
	学校登山における登山用ヘルメットの貸出(23日)	学校登山におけるヘルメット着用の指導を実施 【防止指導部】
6月	劔岳山開き(1日)	上市町馬場島にて
	有峰湖周辺での山岳遭難防止広報・訓練(1日)	有峰湖周辺、警備隊員4人参加

	大笠山安全祈願祭(2日)	桂湖ビジターセンターにて
	朝日岳方面遭対協夏山事前訓練(3-4日)	北又～朝日小屋。遭対協隊員12人、警備隊員3人参加。
	人形山開山式及びパトロール(4日)	人形山にて
	薬師岳夏山開き安全祈願祭(10日) 同 記念登頂会(10-11日)	播隆上人像公園 薬師岳、警備隊員2人参加
	入山指導員による登山指導の実施 (6月-10月)	4月、5月に引き続き立山室堂において登山指導、遭難防止活動、パトロール等を実施 【防止対策部】
	国立登山研修所が主催する研修会の開催(9日、19日)	県内高校及び市町村教育委員会に対し、登山研修所主催研修会を周知 【防止指導部】
	警察航空隊連携訓練(14-16日)	山岳警備隊員26人が、ヘリコプター連携訓練を実施 【救助部】
	合同遭難救助訓練の実施(17日)	宇奈月方面遭対協救助隊員と山岳警備隊員が、僧ヶ岳において遭難救助訓練を実施
	南砺方面遭対協総会(19日)	南砺市役所にて
	山岳救助技能向上訓練(27日)	山岳警備隊員20人が、黒部署管内山域で救助訓練を実施 【救助部】
	集団登山引率者講習会の実施 (29・30日、7月6・7日)	幼・小・中・義・高・特別支援学校の集団登山が安全に行われるよう、引率する教員を対象に、1日目にオンラインによる研修、2日目は日帰りの室堂及び雄山においての講習会を2回実施 【防止指導部】
	全国山岳遭難対策協議会(29日)	富山県高等学校体育連盟登山専門部長へ周知 【防止指導部】
7月	立山・剣岳方面遭対協総会(4日)	立山町元気交流ステーションにて
	朝日岳山開き登山会(1・2日)	警備隊員1人参加
	薬師岳方面遭対協夏山事前パトロール (7-9日)	奥黒部一帯 遭対協隊員1人、警備隊員2人参加
	宇奈月方面遭対協夏山事前パトロール (7-9日)	唐松岳・白馬線 遭対協隊員等12人、山岳警備隊員2人参加
	朝日岳方面遭対協夏山事前パトロール (7-10日)	蓮華温泉～雪倉岳避難小屋～朝日岳～北又 遭対協隊員7人、警備隊員2人参加
	夏山遭難救助訓練(11-19日)	山岳警備隊員23人が3班に分かれて、剣岳、大日岳で遭難救助訓練を実施 【救助部】
	夏山登山の事故防止について(18日)	県内高校及び市町村教育委員会に対し、夏山登山の事故防止について通知 【防止指導部】
	安全登山指導者研修会(東部地区) (28日)	県内高校及び市町村教育委員会に対し、登山研修所主催研修会を周知 【防止指導部】
	学校登山用ヘルメット貸出しの推進 (7月-8月)	室堂において学校登山用ヘルメットを約600個配置し、学校登山の生徒、教員等に貸出を実施 【防止対策部】
8月	一日山岳警備隊長の委嘱(10・11日)	タレントの野口絵子さんに委嘱、広報活動等に従事 【防止対策部、救助部】
	北アルプス三県合同山岳遭難防止キャンペーン(11日)	立山室堂において三県(富山・岐阜・長野)統一の安全登山マップを配布し、安全登山を呼びかけた。また、一日山岳警備隊長・野口絵子さんによる、雄山パトロール、登山者への声掛け活動等も実施 【防止対策部、防止指導部、救助部】
	登山道パトロール(19・20日)	仙人谷線 遭対協隊員等6人、山岳警備隊員1人参加
9月	安全登山指導者研修会(西部地区)の開催(11日)	県内高校及び市町村教育委員会に対し、登山研修所主催研修会を周知 【防止指導部】
	秋山遭難救助訓練(12-20日)	山岳警備隊員23人及び富山県消防防災航空隊員1人が3班に分かれて、剣岳、薬師岳、黒部峡谷で遭難救助訓練を

		実施	【救助部】
	朝日岳方面遭対協秋山訓練 (30日)	北又谷魚止滝周辺。遭対協隊員9人、警備隊員2人参加	
10月	黒部峡谷下ノ廊下における遭難防止対策の実施	週末に黒部ダム駅に入山指導員を配置し、黒部峡谷下ノ廊下における遭難防止活動を実施	【防止対策部】
	山岳遭難救助訓練(18・19日)	山岳警備隊員26人が立山町雑穀谷で救助訓練を実施	【救助部】
11月	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく安全対策事業の実施 (1日-30日)	室堂ターミナル構内に「入山安全相談窓口」を設置し、入山指導員を配置。入山届の受理や指導等を実施	【防止対策部】
	山岳救助技能向上訓練(2日)	山岳警備隊員18人が、富山市大多和峠で救助訓練を実施	【救助部】
	薬師方面遭対協合同訓練(11日)	薬師岳。遭対協隊員5人、警備隊員4人参加	
	富山県消防防災航空隊連携訓練 (20日、22日)	山岳警備隊員26人がヘリコプター連携訓練を実施	【救助部】
12月	登山指導センターの開設	馬場島に登山指導センターを開設し、登山指導員を配置	【防止対策部】
	冬山登山の事故防止(7日)	県内高校及び市町村教育委員会に対し、冬山登山の事故防止について通知	【防止指導部】
	朝日岳方面遭対協冬季ミニ訓練(9-10日)	国立登山研修所にて 遭対協隊員20人、警備隊員3人、その他2人参加	
	冬山救助ミニ訓練(11-15日)	山岳警備隊員22人が4班に分かれて、毛勝山、猫又山で遭難救助訓練を実施	【救助部】

	項 目	内 容
年間	安全登山指導、パトロール及び遭難救助活動の実施	救助部及び防止対策部が各部の活動拠点において、山岳警備隊員、登山指導員、入山指導員等による安全登山の指導、パトロール及び遭難救助活動を実施
	山岳情報の収集と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山岳関係者、登山者等から山岳情報を収集し、駅等に設置の掲示板等で情報を提供 ○ ホームページ、X (旧ツイッター)、YouTubeで情報発信し、安全登山を啓発 ○ 山小屋等に宿泊の登山者に対し安全登山講話を実施 ○ パトロール中、体力不足・装備不十分な登山者等を対象に声かけ指導を実施
	登山届のチェックと安全登山指導の実施	防止対策部及び救助部が、登山届の提出者に対し、必要に応じて山岳情報の提供と安全登山指導を実施

富山県山岳遭難救助組織概念図



各方面遭難対策協議会
 救助隊員から選抜

1 2 富山県山岳遭難救助組織概念図

1.3 富山県山岳遭難対策協議会役員名簿

令和5年6月29日現在

役員名	役職名	氏名	備考
会長	富山県知事	新田 八朗	
副会長	富山県生活環境文化部長	廣島 伸一	
〃	富山県教育委員会教育長	荻布 佳子	
〃	富山県警察本部長	石井 敬千	
理事	富山県警察本部地域部長	谷川 克也	
〃	中部管区警察局富山県情報通信部長	南雲 宗浩	
〃	富山森林管理署長	鈴木 修	
〃	国立登山研修所長	米山 隆	
〃	富山地方気象台長	田中 恵信	
〃	富山県危機管理局消防課長	辻井 秀幸	
〃	富山県危機管理局次長 防災・危機管理課長	中林 昇	
〃	富山県地方創生局理事・次長、ワンチームとやま推進室長、観光振興室長	宮崎 一郎	
〃	富山県道路公社事務局長	中嶋 謙	
〃	魚津市長	村椿 晃	
〃	朝日岳方面山岳遭難対策協議会長、朝日町長	笹原 靖直	
〃	宇奈月方面山岳遭難対策協議会長、黒部市長	武隈 義一	
〃	立山・劔岳方面遭難対策協議会副会長、上市町長	中川 行孝	
〃	薬師岳方面山岳遭難対策協議会長、富山市長	藤井 裕久	
〃	南砺方面遭難対策協議会長、南砺市長	田中 幹夫	
〃	富山県山岳連盟遭難対策委員長	柴崎 孝之	
〃	富山大学	青木 一真	
〃	富山県スキ一連盟理事長	長田 一政	
〃	関西電力(株)北陸支社総務部長	藤井 哲	
〃	北陸電力(株)地域共創部総務・法務室長	浜松 慎治	
〃	富山地方鉄道(株)鉄軌道部長	竹澤 準	
〃	立山黒部貫光(株)常務取締役	秋元 一秀	
〃	立山山荘協同組合理事長	佐伯 賢輔	
〃	富山県警察山岳警備協力隊顧問	志鷹 定義	
〃	立山・劔岳方面遭難対策協議会救助隊長	佐伯 賢輔	
〃	立山町消防団山岳救助協力隊長	佐伯 義彦	
監事	立山・劔岳方面遭難対策協議会長、立山町長	舟橋 貴之	
〃	富山県警察山岳警備協力隊顧問	五十嶋 博文	
防止対策部長	富山県生活環境文化部長 自然保護課長	上田 英久	
防止指導部長	富山県教育委員会保健体育課長	大島 一恵	
救助部長	富山県警察本部地域部山岳安全課長	長崎 治朗	(兼務)事務局長

1.4 富山県登山指導員名簿

富山県登山指導員は富山県登山届出条例に基づき指定されているが、条例の適用期間・区域に限らず、年間を通じて、登山者に対し安全指導や情報提供等を行っている。

令和5年12月1日現在

氏名	所属等	氏名	所属等
多賀谷 治	山岳ガイド	坂本 心平	真砂沢ロッジ
佐伯 光昭	一の越山荘	志鷹 正博	仙人池ヒュッテ・剣御前小舎
佐々木 泉	阿曾原温泉小屋	佐伯 新平	剣沢小屋
佐伯 千尋	室堂山荘	高井 充	富山県入山指導員
佐伯 賢輔	天狗平山荘	高瀬 洋	富山県入山指導員
志鷹 昌彦	五色ヶ原山荘	池田 則章	馬場島荘
佐伯 久雄	ロッジくろよん	中橋 幸一	雷鳥荘
佐伯 友明	剣山荘	松為 幸夫	富山県自然保護課
尾近 三郎	みくりが池温泉	堀井 潤一	富山県自然保護課
佐伯 謙一	早月小屋	佐伯 栄祥	富山県自然保護課
佐伯 寿一郎	雷鳥沢ヒュッテ	種五 駿	富山県自然保護課

SAN TEN

山 嶺

No.33

令和6年3月発行

発行 富山県山岳遭難対策協議会

富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部地域部山岳安全課内

TEL 076-441-2211 (内線 3561)

編集 富山県生活環境文化部自然保護課

富山県教育委員会保健体育課

富山県警察本部地域部山岳安全課

